

地盤工学会 災害連絡会議運営細則

平成 08 年 09 月 11 日 災害連絡会議制定	平成 13 年 05 月 30 日 理事会報告
平成 08 年 09 月 11 日 総務部承認	平成 15 年 07 月 25 日 災害連絡会議変更
平成 08 年 09 月 25 日 理事会報告	平成 16 年 05 月 14 日 災害連絡会議変更
平成 09 年 06 月 27 日 災害連絡会議変更	平成 16 年 07 月 23 日 理事会報告
平成 09 年 07 月 10 日 総務部承認	平成 17 年 05 月 13 日 理事会変更
平成 09 年 07 月 25 日 理事会報告	平成 18 年 10 月 27 日 災害連絡会議変更
平成 11 年 09 月 28 日 災害連絡会議変更	平成 18 年 11 月 24 日 理事会報告
平成 11 年 10 月 26 日 理事会報告	平成 20 年 04 月 25 日 理事会報告
平成 12 年 05 月 16 日 下位規則見直し結果	平成 20 年 07 月 31 日 理事会報告
平成 13 年 05 月 08 日 調査部承認	平成 22 年 11 月 26 日 理事会報告
	平成 23 年 04 月 22 日 理事会報告
	平成 23 年 10 月 5 日 理事会報告

第 1 章 総則

第 1 条 災害連絡会議は、災害の発生に対して、時機を失すること無く社会的責務を果たすための地盤工学会の初動方針の決定にあたる。なお、同様の観点で重要な事故に対しても必要に応じて本細則を適用する。

第 2 条 災害連絡会議は、総務部管轄の委員会として常設する。

第 3 条 災害連絡会議は、会長の指名する副会長 1 名を座長とし、幹事若干名で構成する。幹事の内、幹事長には、総務部長、幹事には、学会の職制で、調査・研究部長、災害担当理事、会誌部理事（「地盤工学会誌」担当）広報委員会委員長をあてる。必要に応じ災害専門家を幹事にできる。なお、幹事長代理には専務理事（もしくは学会事務局長）をあてる。

第 4 条 災害連絡会議は、専門委員ならびに地方委員、地方連絡委員を委嘱して、必要に応じて、災害連絡会議の判断に助言を求め、あるいは情報提供等の協力を得ることができる。

第 5 条 災害連絡会議のメンバー、専門委員、地方委員、地方連絡委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 6 条 災害連絡会議は、原則として 5 月、12 月に定例会議を開催して組織の点検を行い、会議メンバーや専門委員等の人選を行い、理事会へ報告する。

第 2 章 災害連絡会議の対応する災害

第 7 条 災害連絡会議の対応する災害は、地盤工学会の技術領域に関わりの深い災害で、技術的に重要な災害、あるいは、社会的な関心が高い災害であって、学会の対応が望まれると判断される災害とする。国内の災害を主に対象とするが、海外の災害も必要に応じて対応する。

第 3 章 初動活動(災害連絡会議と災害緊急調査団の任務)

第 8 条 初動活動として、災害連絡会議は、災害に係わる技術情報の収集、支部からの災害緊急調査団派遣の要請への対応、災害緊急調査団の派遣の判断、災害緊急調査団長の選出、学会誌を通じた会員への速報、報

道機関への対応を行うものとする。

調査団を派遣するか否かの判断方法を付属資料2に示す。

災害緊急調査団長の選出にあたっては、災害連絡会議の座長が災害連絡会議メンバー、地方委員、該当する災害の専門委員と連絡をとって決定する。災害連絡会議座長が海外出張等で不在の場合には、幹事長がこの任務にあたる。

これらの初動活動の決定事項は理事会へ事後報告とすることができる。

第9条 緊急時の災害連絡会議は、e-mail、電話、ファックス等(以降e-mail等とする)により開催し、過半数のメンバーの合意により決定を行うことができる。災害が発生した場合は災害連絡会議メンバーは必ず座長か幹事長に緊急連絡をとることとする。

第10条 通信の阻害などによって、災害連絡会議のメンバーが相互連絡困難な状況の場合には、座長、幹事長もしくは幹事長代理が地方委員の中から3名以上のメンバーを臨時に指名して、災害連絡会議の初動業務を代行できるものとする。

第11条 災害緊急調査団長は、必要に応じて団長以下複数名の調査団員委嘱を行う。単一名も可とする。災害緊急調査団員には、該当する災害の専門委員またはその代理を1名以上含むことを原則とする。団長は、災害緊急調査団員を決定次第、災害連絡会議に速やかに報告する。災害緊急調査団の活動期間は3ヶ月から6ヶ月程度とする。

災害連絡会議はこの報告を受けて、学会のHP上に早急にこの災害のコーナーを設置し、災害緊急調査団が結成されて調査を行っていることや関連した情報を載せる。また、災害緊急調査団を結成したことや調査にあたっての協力をお願いなどを、災害連絡会議は関連学会、報道機関、関連機関(自治体など)に連絡する。

第12条 緊急調査団は、災害連絡会議の要請を受けて地盤工学的観点から災害に係わる情報を収集・分析し、現地調査を行う。現地調査にあたっては倫理上、安全上の細心の注意を払う。また、災害緊急調査団は関連自治体等との連携をとり、関連自治体等の調査の協力等があれば災害連絡会議と連絡をとった上で適切な措置をとる。災害緊急調査団は現地調査の計画や経過を随時災害連絡会議にe-mail等で報告する。

一方、災害連絡会議は他学会や報道機関の情報を得て災害緊急調査団にe-mail等で連絡し、災害緊急調査団が現地で調査を円滑に行えるようにする。

災害緊急調査の実施方法に関するガイドラインを付属資料3に示す。

第13条 災害緊急調査団は、現地調査結果の概要を随時HPの災害コーナーに掲載する。災害緊急調査団は広報委員会にこの作業の協力を要請できる。

第14条 調査の途中や終了後に災害連絡会議は災害緊急調査団と協議して、学会員および社会に対する災害状況緊急報告会を開催する。また、必要に応じて学会や社会に対して緊急の提言を行う。

第15条 調査途中の調査状況や報告会、提言などの報道機関へのリリース、記者会見などの対応の基本方針は災害連絡会議と災害緊急調査団との合意のもとで決定する。この際の窓口としての役割ならびに対応の場の設定には災害連絡会議座長があたり、広報委員会が協力する。また、インターネットなどによる不特定多数への災害調査情報の公開におけるガイドラインを付属資料4に示す。

なお、災害の種別、技術内容、社会的インパクトなどを勘案して、必要に応じて専門委員や災害連絡会議で推薦する専門家に、個人としてあるいは学会のスポークスマンとして取材への対応などを委嘱することができる。

第16条 調査終了後に災害緊急調査団は報告書を作成する。また、必要に応じて調査結果の概要を1ヶ月程度でまとめて会誌へニュースを掲載する。なお、緊急災害調査団に引き続いて災害調査委員会が発足する

場合には、緊急災害調査団の報告書は必ずしも作成しなくて良いが、会誌には報告する。

第17条 災害緊急調査団が調査にあたって使用する経費は学会の当該予算および予備費から充当し、原則として配分された予算の範囲内で現地での調査時の雑費や報告会費用に使用する。旅費については原則として個人負担とする。ただし、海外の調査においては海外旅行保険を経費に含めることができる。

なお、予算の枠を大幅に越える経費を必要とする場合には、正副会長会議の了解を得るものとし、その決定は理事会へ事後報告とすることができる。

第4章 災害調査委員会の設立

第18条 災害緊急調査団の報告終了後災害調査委員会の設立が必要と判断される時は、災害連絡会議は、この設置を調査・研究部に要請する。災害調査委員会は調査・研究部の所管とし、その設置等の手続きは調査・研究部が行う。

第19条 災害調査委員会の委員長は、災害連絡会議と災害緊急調査団長とで検討し、選出する。

災害調査委員会の委員長は委員の選出を行う。該当する災害の専門委員は災害調査委員会の委員長または委員になることを原則とする。

第20条 災害調査委員会は、災害状況の詳細な把握、発生のメカニズム、地盤条件との関係、復旧方法、今後の防災対策のあり方の提言等、広い見地にたって調査を行う。災害調査委員会の活動期間は原則として1年から2年とする。

第21条 災害調査委員会の成果は報告書としてまとめるとともに、学会員および社会に対して報告会等で報告する。また、会誌への報告も行う。必要に応じて学会や社会に対する提言も行う。報道機関へのリリース、記者会見の対応には広報委員会があたり、インターネットなどによる不特定多数への災害調査情報の公開は付属資料4のガイドラインに従う。

第5章 専門委員

第22条 学会としての災害への対応の継続性をもたせるために、災害の種類ごとに専門委員を設ける。

第23条 専門委員は、災害連絡会議が調査・研究部内の該当する委員会の委員長等から選出し、理事会の承認を経て学会から委嘱する。専門委員の選出方法を付属資料5に示す。

第6章 地方委員、地方連絡委員

第24条 災害連絡会議は、その活動を円滑に進めるため、各支部に地方委員ならびに地方連絡委員の選出を依頼する。

各支部は、地方委員ならびに地方連絡委員の選出結果を災害連絡会議に報告する。地方委員ならびに地方連絡委員は理事会の承認を経て学会から委嘱する。

第25条 地方委員は、災害に係わる学会の情報網の各支部における代表とする。災害連絡会議は必要に応じて、地方委員に情報の提供を求めるものとする。また、地方委員からも災害連絡会議座長に緊急災害調査の必要性の有無に関して必ず連絡することとする。

第26条 地方連絡委員は、北海道支部を除き、各支部の都道府県単位に1名置く。

各支部は、地方委員を中心とする地方連絡委員連絡網を構築し、災害連絡会議に報告する。

なお、北海道支部においては、地域等を考慮して地方連絡委員若干名を置き、連絡網を構築し、災害連絡会議に報告する。

第27条 第25条、第26条の地区は、公益社団法人地盤工学会規則第44条で規定する地区とする。

第7章 付則

第28条 この細則の変更は、災害連絡会議の議決を経て、総務部会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

第29条 緊急連絡網は常に最新のものを用意しておく。付属資料1に最新の連絡網を示す。

【付属資料 - 1】

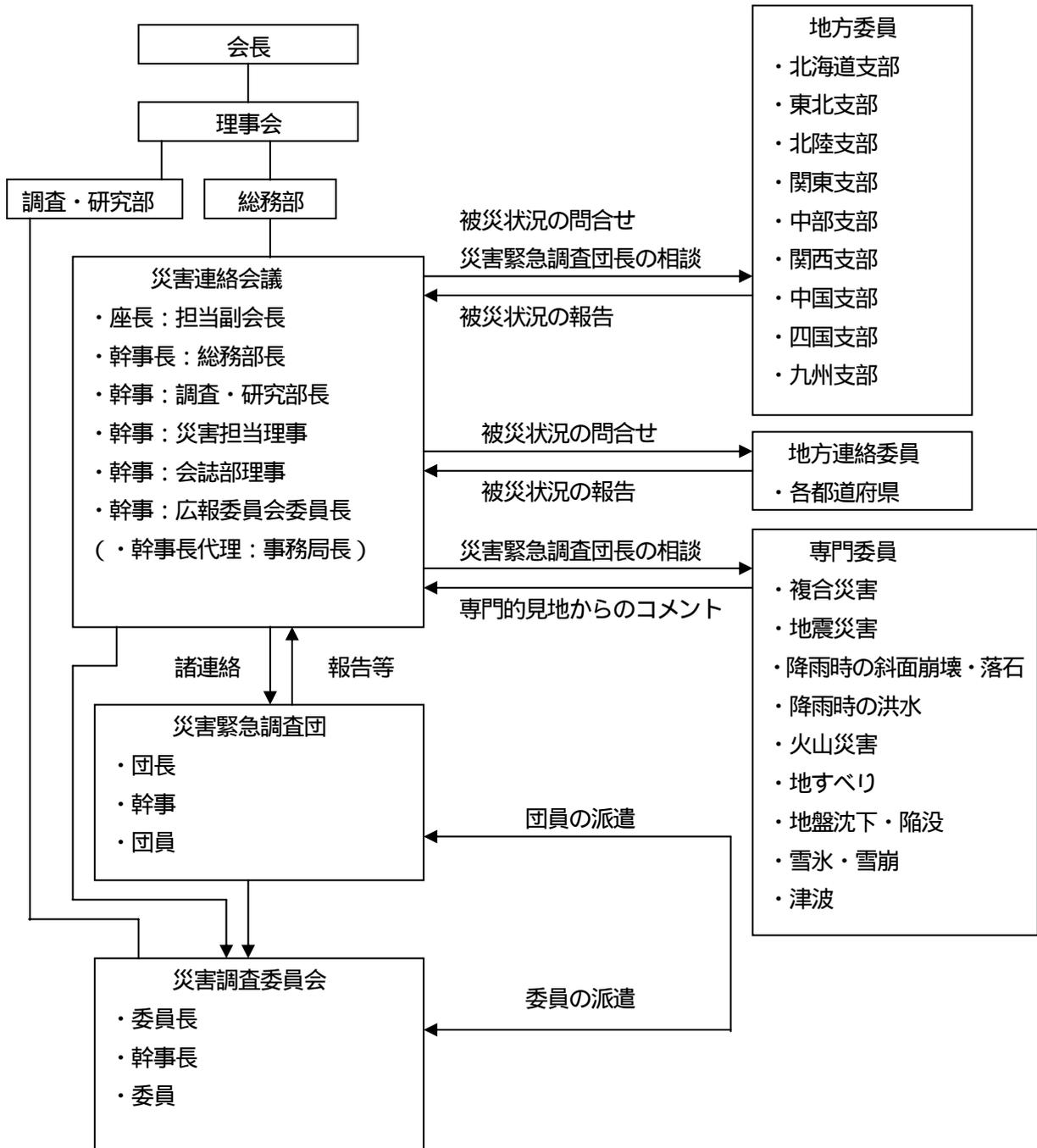
災害連絡会議関係の構成と緊急連絡網

平成 18 年 10 月 27 日 災害連絡会議

平成 20 年 04 月 25 日 変更

平成 20 年 07 月 31 日 変更

1. 災害連絡会議、専門委員、地方委員、地方連絡委員、災害緊急調査団、災害調査委員会の構成と役目



2. 緊急連絡網

分類	役職等	氏名	職場	e-mail	携帯電話	職場電話	FAX
災害連絡会議	座長(副会長)						
	幹事長						
	幹事						
	幹事						
	幹事						
	幹事長代理						
専門委員	複合災害						
	地震災害						
	降雨時の斜面崩壊						
	降雨時の河川の洪水						
	火山災害						
	地すべり						
	地盤沈下・陥没						
	雪氷・雪崩						
地方委員	津波						
	北海道支部						
	東北支部						
	北陸支部						
	関東支部						
	中部支部						
	関西支部						
	中国支部						
地方連絡委員	四国支部						
	九州支部						

【付属資料 - 2】

災害緊急調査団派遣の判断方法

平成 18 年 10 月 27 日 災害連絡会議

1. 国内の災害に対する基本的な考え方

- (1) 災害は多種多様であるが、そのうち地盤に起因して発生したと考えられる自然災害を主に対象にする。ただし、必要に応じて人為的な災害も対象に含める。
- (2) 被害が甚大であるとか、災害のメカニズムが複雑である場合など、社会的に問題が大きい場合に災害緊急調査団を派遣する。
- (3) 自治体などの官公庁からの要請があった場合には災害緊急調査団を派遣する。
- (4) 軽微な被害に対しては災害緊急調査団を派遣しない。

2. 国内の各自然災害における緊急調査団派遣の判断方法

災害緊急調査団の派遣の目安は次のとおりとする。

(1) 地震災害に対して

地震により液状化や斜面崩壊など地盤災害に起因した被害が多く発生した場合。具体的な目安としては、気象庁震度階で震度 6 程度が 3 箇所程度以上で観測され、地盤に関連した災害も発生している場合。

(2) 降雨時の斜面災害に対して

降雨により斜面が崩壊し構造物や人的被害が多く発生した場合。具体的な目安としては、大きな被害が 3 箇所程度以上発生した場合。

(3) 降雨時の洪水に対して

降雨により堤防や貯水池が決壊し広域の浸水被害が発生し、決壊の原因を地盤工学的に解明する必要があると考えられる場合。

(4) 火山災害に対して

火山の噴火や火砕流、土石流などにより構造物や人的被害が広範囲に発生した場合。

(5) 地すべりに対して

雪解けや降雨時の地すべりにより構造物や人的被害が広範囲に発生した場合。

(6) 地盤沈下、陥没に対して

地下水の汲み上げによる地盤沈下や、地下の空洞に起因した陥没により構造物や人的被害が広範囲に発生した場合。

(7) 雪氷・雪崩に対して

雪氷や雪崩の災害において被災原因を地盤工学的に解明する必要があると考えられる場合。

(8) 津波に対して

津波により構造物や人的被害が広範囲に発生し、被災原因を地盤工学的に解明する必要があると考えられる場合。

3. 海外の災害に対する留意事項

- (1) 海外の災害に対しては、まず災害連絡会議が関連機関から情報を十分に収集する。現地に対応してもらえ
る機関についても調べる。また、関連学会での調査団派遣の動向を調べ、合同調査団を結成する可能性に関

しても検討する。

- (2) 災害緊急調査団の派遣は収集した情報をもとに、災害連絡会議と専門委員に、さらに対象国の事情に詳しいメンバーも加えて調査団の派遣の可能性や団長の候補者を検討する。

平成 18 年 10 月 27 日 災害連絡会議

1. 災害緊急調査団長の役割

調査団長は以下の任務を担う。

- (1) 調査対象災害および災害の発生した地方を考慮して調査団員を選する。該当する災害の専門委員またはその代理も委員に含める。
- (2) 各団員に本ガイドラインの周知と、これに沿った調査活動を要請する。
- (3) 具体的な調査計画(日程、調査対象の選定、団員のグループ割など)を立て、災害連絡会議の座長または幹事長に連絡する。
- (4) 調査計画および具体的な調査目的を団員に周知させる。ただし、団員にある程度の自由度を持たせ、それぞれの自由な視点で学術調査を行わせることも重要である。
- (5) 調査中は団員の安全管理に特に留意する。
- (6) 調査結果は随時災害連絡会議の座長または幹事長に報告し、HP に概要を掲載する。また、調査途中または調査終了後に緊急報告会を開くことを災害連絡会議と協議する。
- (7) 調査終了後に災害緊急調査団は報告書を作成する。また、必要に応じて調査結果の概要を 1 ヶ月程度でまとめて会誌へニュースを掲載する。

2. 調査団員の役割

調査団員は、本ガイドラインおよび調査団長からの調査計画に基づいて、安全かつ有効な調査を行う。調査にあたっては、安全管理、倫理規定に特に配慮する。そして、調査終了後は、報告書の執筆などの任務にあたる。

3. 調査に当たっての留意事項

(1) 倫理に関わる事項

災害調査時は調査の遂行のみに気をとられがちであるが、以下のことに特に留意する必要がある。

- i) 災害調査は災害を被った現場での活動であることから、被災者への配慮に最も留意する。
- ii) 災害復旧を妨げないように調査活動を行う。
- iii) マスコミなどへの不用意な発言は慎む。

(2) 安全に関わる事項

災害調査は、基本的に災害の起こった(あるいは起こっている)場所での活動であるから、常に危険が伴う。災害調査団員は、このことを了解し、自己責任=「個人で安全管理を行う」という前提で調査活動に当たるものとする。調査目的として設定された事項に危険が伴うと判断された場合には、その調査を無理に行う必要はない。なお、調査時に何らかの事故が発生し、怪我などをしたとしても、基本的には学会は責任を負うことができない。

(3) 迅速な調査のために

災害調査を行う際に、現場関係者との交渉が必要となる場面が少なからず生じる。その際に、団員が本調査団に属したものであることを明確にするために、何らかの認定証が有効である。このため学会の調査団を明示したヘルメットや腕章を用意しているので、時間が許せばこれを取り寄せて着用することとする。

しかしながら、「迅速な調査」という観点からは、このような手続は足かせになることがある。この場合には災害緊急調査団派遣決定と同時に、「地盤工学会災害緊急調査団」として、ヘルメットに貼り付けるステッカーおよび調査用車のフロントに置くプレート用のテンプレートを作成して持参する。具体的なテンプレートの例を図1、2に示す。

(4) 災害調査に必要な経費について

災害緊急調査団が調査にあたって使用する経費は学会の当該予算および予備費から充当し、原則として配分された予算の範囲内で現地での調査時の雑費や報告会費用に使用する。旅費については原則として個人負担とする。これは、学会における調査費が限られていることと、団員に事故があったときの保険の問題からやむなく適用する措置である。つまり、学会が旅費を負担した場合には、学会にその事故があった時の保険の負担が求められる可能性があるが、学会としてはこのような負担はできないからである。

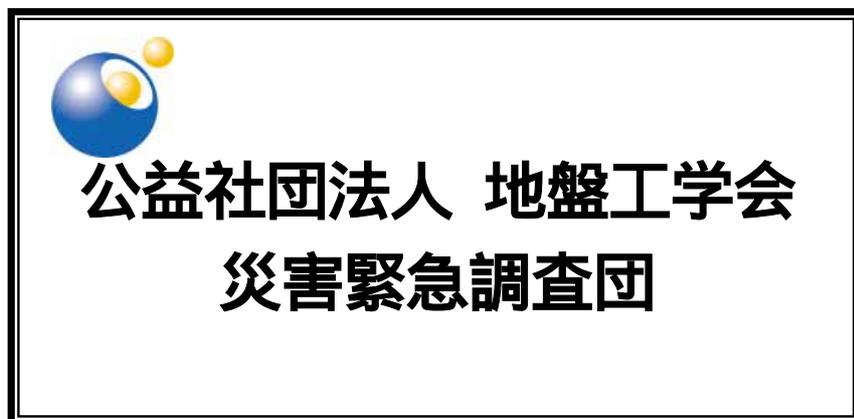


図1 ヘルメットに張り付けるステッカー例



公益社団法人 地盤工学会

災害緊急調査団

地盤工学に関わる専門調査中です。

復旧作業を優先し、、、安全に調査を行います。

図2 調査用車のフロントに置くプレート用の例

【付属資料 - 4】

災害調査報告の情報公開に関するガイドライン

2011年4月8日 広報委員会

(目的)

第1条 このガイドラインは、地盤工学会の災害調査に関して、インターネットなどを用いて一般市民など不特定多数が閲覧可能な状況で情報公開する場合に、適切な情報発信により社会における地盤工学の役割と重要性の理解・普及に貢献することを目的に定める。

(基本)

第2条 災害調査にかかる広報活動は、災害連絡会議と連携をとりながら災害連絡会議運営細則に従って進めることを基本とする。

(情報の区分)

第3条 災害調査報告は、災害の原因となる共通あるいは特殊な地盤条件の究明の必要性から、場所の特定は欠かせない。一方、情報公開において、場所の特定には個人情報が含まれることが多く、不用意な情報公開は個人・民間組織の所有する土地や財産に社会的影響を与える可能性が高い。特に不特定多数が閲覧可能な情報は、災害調査報告そのものの情報と区分して取り扱う必要がある。このため不特定多数への公開情報は、第4条以降を配慮した情報とする。

(個人情報の配慮)

第4条 個人・民間組織の所有する土地や財産などが被災した場合、以下のような掲載を伴う情報の公開は差し控える。なお、災害調査報告の著者の承諾を得たうえで調査報告から差し控えるべき情報を削除・修正して公開する場合がある。

- ・被災した個人名・民間組織名を具体的に記載すること。
- ・被災した個人・民間組織の所有する土地や財産を、地図上で具体的に指し示すこと。
- ・被災した個人・民間組織の名前を不特定多数の者が視認可能な写真や地図を掲載すること。
- ・個人を視認可能な顔写真などを本人の承諾を得ないで掲載すること。
- ・被災した個人・民間組織の所有する土地や施設に立ち入って撮影した写真を掲載すること。(なお、使用目的・掲載方法を説明のうえ所有者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない)

(倫理的配慮)

第5条 被災者への心情を配慮するなど、倫理的観点から以下の場合是一定期間情報公開を差し控える場合がある。

- ・地盤構造物の損壊が直接の原因で死亡者が生じていることが明らかな場合

(著作権)

第6条 他の著作物からの引用・転載など、著作権法に従った記述や対応は著者の責任で実施する。

(判断)

第7条 第4条および第5条の情報公開の判断は、災害連絡会議と連携をとったうえで広報委員長が行う。

【付属資料 - 5】

専門委員の選出方法

平成 18 年 10 月 27 日 災害連絡会議

1. 基本的な考え方

- (1) 専門委員は災害の種類ごとに一人を当てる。複合的な災害の場合、「複合災害」専門委員を当てることのできる。
- (2) 学会内に関連した委員会がある場合には、その委員長を専門委員とする。
- (3) 学会内に関連した委員会がない場合には、災害連絡会議が専門分野の方に相談して選定する。

2. 災害の分類と各災害に対する専門委員

- (1) 複合災害：該当する委員会が現在ないので、適任者を選定する。
- (2) 地震災害：調査・研究部の地震災害企画委員会委員長
- (3) 降雨時の斜面崩壊、落石：調査・研究部の斜面災害企画委員会委員長
- (4) 降雨時の河川の洪水：該当する委員会が現在ないので、適任者を選定する。
- (5) 火山災害：該当する委員会が現在ないので、適任者を選定する。
- (6) 地すべり：該当する委員会が現在ないので、適任者を選定する。
- (7) 地盤沈下、陥没：該当する委員会が現在ないので、適任者を選定する。
- (8) 雪氷・雪崩：該当する委員会が現在ないので、適任者を選定する。
- (9) 津波：該当する委員会が現在ないので、適任者を選定する。